

答申第 1111 号

諮問第 1733 号

件名：県立高校等での保健体育において使用される水着についての文書等の不開示（不存在）決定の件

答 申

1 審査会の結論

愛知県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が、別記に掲げる文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由に不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき令和 4 年 12 月 23 日付けで行った開示請求に対し、県教育委員会が同月 28 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由（略）

3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、愛知県内の小学校、中学校及び高等学校において、体育・保健体育の水泳の授業時に着用する水着について記載されている文書であると解した。

また、審査請求人が本件開示請求を行った際に、水着について記載されている文書を県教育委員会の本庁では管理していないことから、本件開示請求については、県教育委員会の本庁で管理する分に限られると解した上で、不開示（不存在）決定を行う旨、及び、本件不開示決定後、水泳授業を実施している学校に調査した上で情報提供をする旨、審査請求人に対して説明し、了承を得ている。

(2) 本件請求対象文書の存否について

ア 学校における体育・保健体育の授業については、政令指定都市である名古屋市を除く県内市町村教育委員会に対しては、当該市町村教育委員会を所管している県教育委員会教育事務所を通して、「令和 3 年度学校体育実

施状況調査の実施について（依頼）」（令和4年1月14日付け3教保第893号）により、また、各県立高等学校に対しては、「令和4年度学校体育等に関する実態調査の実施について（依頼）」（令和4年10月20日付け4教保第444号）により、それぞれ調査を依頼し、報告を受けている。

提出された報告の中に、水泳の授業時に着用する水着の規定に関する調査項目があれば、その報告書が本件請求対象文書に該当すると考えられるが、該当する調査項目はなかった。そして、県教育委員会においては、当該調査以外で水泳の授業及び水着について把握する可能性がある調査は行っていない。

イ また、審査請求人は、審査請求書において、令和4年12月22日の教育委員会会議において、体育・保健体育の水泳の授業時に着用する水着に関する請願に対して、県教育委員会保健体育課長（以下「保健体育課長」という。）から説明があり、ジェンダーレス水着についての各学校の状況を把握しているとの説明があつたにもかかわらず、本件開示請求に関する資料を作成又は取得していないということで、把握している情報が公開されないことは違法である旨の主張をしている。

確かに当該会議において、保健体育課長は県内のジェンダーレス水着を含めた水着について説明を行っており、その説明に先立って、県教育委員会は県内のいくつかの中学校や高等学校に電話による聞き取りを行ったが、この聞き取りは、請願者からの請願を受けて臨時的に行われたものであり、県教育委員会の職員が聞き取った内容は口頭にて保健体育課長に伝えられ、当該会議においても口頭にて説明が行われたのみであり、調査集計したものや当該会議における説明用資料は作成していない。

以上のことから、本件開示請求に係る行政文書を管理していないため、不存在による不開示決定をしたものである。

4 審査会の判断

(1) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、実施機関が作成した弁明書の内容を踏まえると、本件請求対象文書は、愛知県内の小学校、中学校及び高等学校において、体育・保健体育の水泳の授業時に着用する水着について記載されている文書（県教育委員会本庁で管理するものに限る。）であると認められる。

(2) 本件請求対象文書の存否について

実施機関によれば、令和3年度及び令和4年度において、名古屋市を除く県内市町村教育委員会に対し、学校体育について文書で調査した際の調査項目には水泳の授業時に着用する水着の規定に関する調査項目はなかったとの

ことである。

審査請求人は、審査請求書及び反論書において、令和4年12月22日の教育委員会会議（以下「本件会議」という。）における請願に対して県教育委員会事務局職員から状況を把握している旨の説明があったにもかかわらず、本件請求対象文書を作成又は取得していないとしており、把握している情報を公開しないことは違法である旨主張している。

この点について、実施機関によれば、本件会議に先立って行われた県内の複数の中学校等に対して行われた電話での聞き取り調査（以下「本件聞き取り調査」という。）についても、本件聞き取り調査を行った職員がその内容を口頭で保健体育課長に伝え、本件会議において保健体育課長が口頭で説明を行ったのみであり、調査集計したものや本件会議における説明用資料は作成していないとのことである。

当審査会において実施機関から説明を聴取したところ、本件聞き取り調査については、以下のとおりとのことである。

ア 調査は、保健体育課の職員が担当した。

イ 保健体育課の職員が調査対象となる各学校に対して順次電話による聞き取り調査を実施した。

ウ 調査対象は、名古屋市内を除く県内の複数の小中学校及び高等学校で、具体的な学校数は不明である。

エ 調査期間は、課内で検討を始めた12月7日から本件会議が開催された同月22日までの間のいずれかである。

オ 調査内容は、調査対象の学校において水着の規定があるのかないか、また規定があるのであればどのような規定があるのかである。

カ 聞き取り調査を行った職員はメモを取ったが、共有した記録としては残しておらず、そのメモの内容を集計した資料はない。また、本件会議における説明資料もない。

当審査会が事務局を通じて実施機関に確認したところ、保健体育課長自身が作成した本件会議の手持ち資料は存在しているが、課内で共有されていないとのことである。

以上を踏まえて、当審査会において検討したところ、本件聞き取り調査を行った職員のメモ及び保健体育課長自身が作成した本件会議の手持ち資料は、職員個人が作成した段階にとどまるものであり、組織として利用、保存する段階に至っていないことから、組織共用性は認められず、条例第2条第2項の行政文書に当たるとは認められない。また、他に本件請求対象文書の存在をうかがわせる事情も認められない。

したがって、実施機関の本件請求対象文書は存在しないとの説明に、特段不自然、不合理な点があるとはいえない。

(3) 審査請求人のその他の主張について

本件請求対象文書の存否については、前記(2)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

県立高校、小、中校（公立高校も含む）保健体育時使用の水着についてわかるもの。今後、変更予定の学校も含む。

特に、ジェンダーレス水着の学校についてはその型。

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
5 . 3 . 29	諮問（弁明書の写しを添付）
5 . 5 . 9	審査請求人からの反論書の写しを実施機関から受理
6 . 5 . 29	審査庁が実施した行政不服審査法に基づく口頭意見陳述の記録を審査庁から受理
同 日 (第 686 回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
6 . 6 . 21 (第 687 回審査会)	審議
6 . 7 . 24 (第 690 回審査会)	審議
6 . 9 . 27	答申